

# 平成25年度 佐井村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
24	2,387	2,424,233	47,761	356,977	14.73	13.08

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24	41	149,024	12,561	51,406	212,991	5,195	5,466

- (注) 1 職員手当には児童手当・退職手当を含まない。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

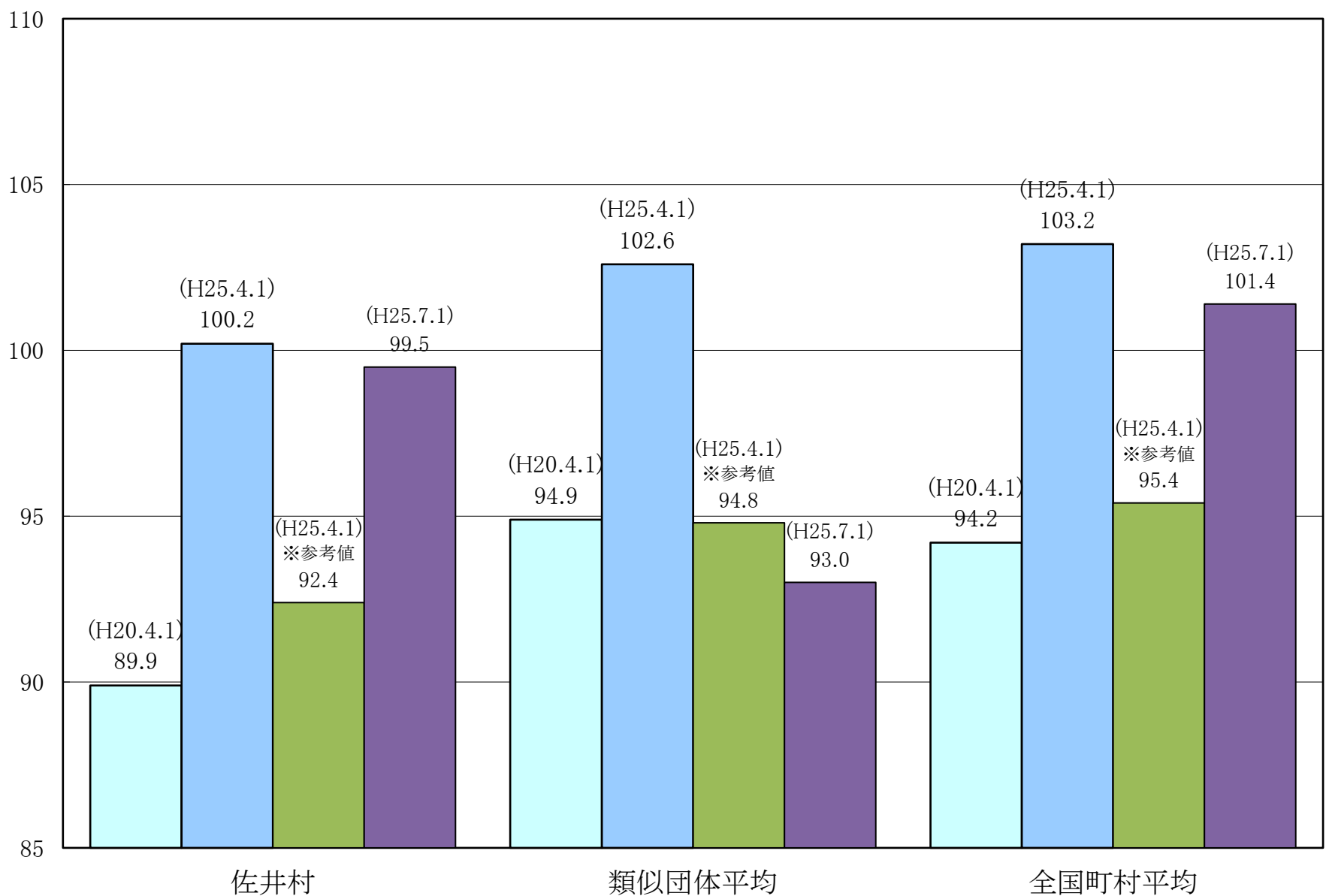
### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年 7月 1日 ~ 平成26年 3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1】ラスパイレ指数 100.2 (参考値 92.4) 【減額時点】ラスパイレ指数 99.5 (手当) 期末・勤勉手当について、減額後の給料を基礎額として算定したのから一律3%の減額。	

### (4) ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）

(例)



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。  
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値である。

### (5) 給与改定の状況

佐井村では人事委員会を設置していないため省略します。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐井村	41.9 歳	302,948 円	317,724 円	323,154 円
青森県	43.5 歳	336,200 円	403,863 円	368,898 円
国	43.1 歳	307,220 (332,446) 円	—	376,257 (405,463) 円
類似団体	41.9 歳	306,972 円	345,188 円	336,473 円

### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐井村	57.6 歳	2 人	340,354円	353,354円	360,771円	—	—	—	—
うち運転技能員	*	1 人	*	*	*	自家用乗用自動車 運転手	*	*	*
うち用務員	*	1 人	*	*	*	用務員	*	*	*
青森県	47.5 歳	405 人	310,500円	348,775円	335,060円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	271,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
類似団体	49.1 歳	—	288,775円	310,581円	304,220円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐井村	—	—	—
うち運転技能員	*	*	*
うち用務員	*	*	*

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給料月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。  
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分	佐井村	青森県	国	
一般行政職	大学卒	168,756 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	137,298 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	134,456 円	137,200 円	
	中学卒	126,616 円	125,400 円	
医療職	大学卒	197,078 円	201,100 円	
	高校卒	150,234 円	153,300 円	

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

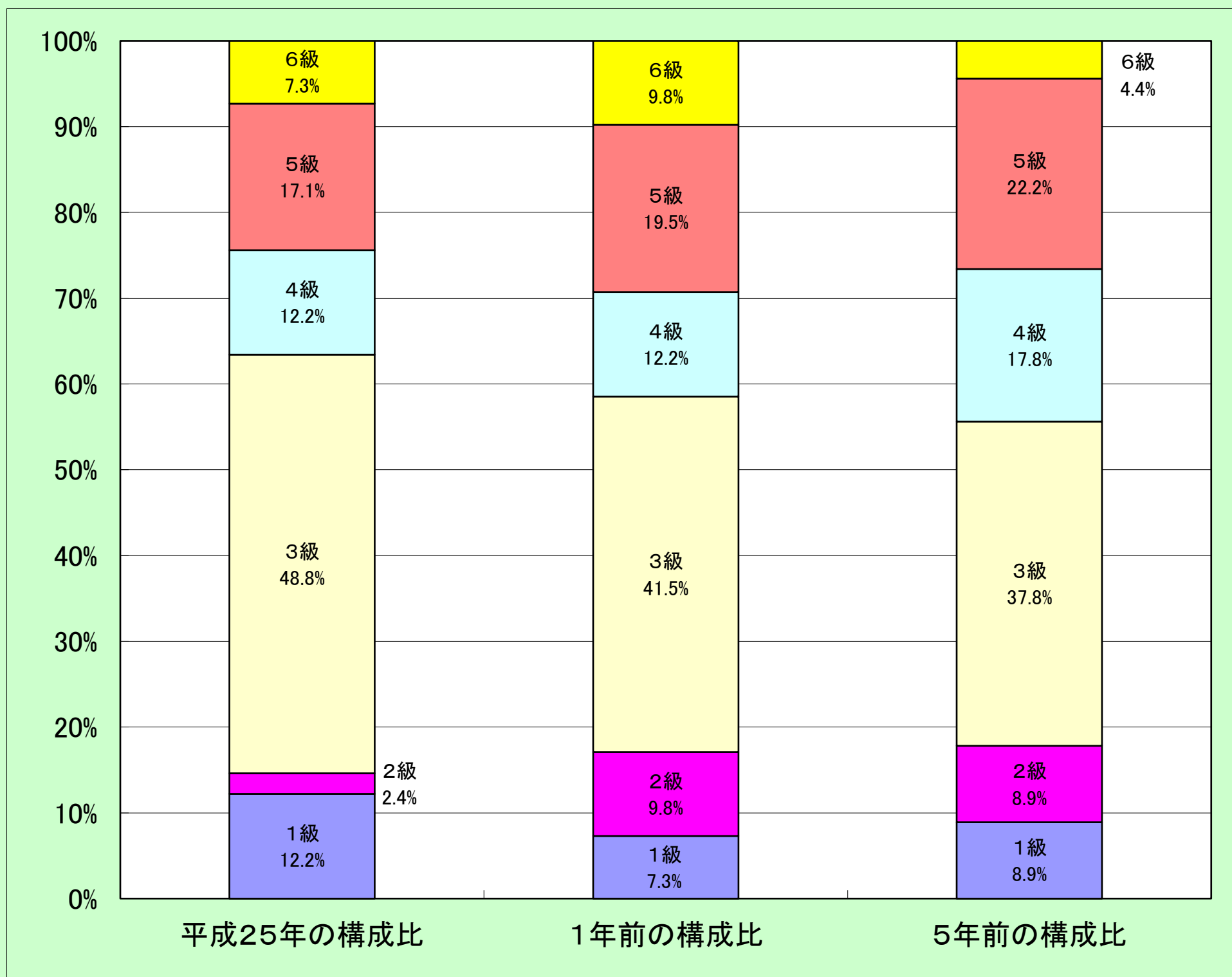
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	278,908 円	293,853 円	316,932 円	381,612 円
	高校卒	235,886 円	280,051 円	313,045 円	316,932 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	340,354 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、技師の職務	5 人	12.2 %	135,600 円	243,700 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1 人	2.4 %	185,800 円	307,800 円
3 級	1 主査の職務 2 主幹又は係長の職務	20 人	48.8 %	222,900 円	354,700 円
4 級	1 課長補佐又は室長補佐の職務 2 特に困難な業務を処理する主幹の職務	5 人	12.2 %	261,900 円	388,300 円
5 級	1 課長、室長、事務局長又は出先機関の長の職務 2 副参事の職務	7 人	17.1 %	289,200 円	400,600 円
6 級	1 参事の職務 2 特に重要かつ困難な業務を所掌する職務	3 人	7.3 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 佐井村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価未実施であるため昇給区分に差を設けなかった

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

佐井村		青森県		国	
1人当たり平均支給額（24年度） 1,284 千円		1人当たり平均支給額（24年度） 1,547 千円		—	
(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価未実施であるため支給区分に差を設けなかった

### (2) 退職手当（25年4月1日現在）

佐井村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20%加算	
(退職時特別昇給)	無		(退職時特別昇給)	無	
1人当たり平均支給額	— 千円	25,385 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	25,385 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症防疫作業	1件当たり3,000円を超えない額
死体処理事業手当	行旅死亡人処理事業に従事した職員	死体処理事業	同上

### (4) 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	5,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	75 千円
支給実績（23年度決算）	5,295 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	131 千円

### (5) その他の手当（25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（24年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 1人目 11,000円 2人目以上 6,500円 満16歳から22歳までの子に 加算される額 5,000円	同		5,431 千円	208,865 円
住居手当	借家(貸間)限度額 27,000円	同		816 千円	163,200 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 交通用具利用者限度額 24,500円	同		516 千円	64,500 円
管理職手当	総務課長 48,000円 課長・室長・次長・事務局長等 36,000円	異	支給額	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	総務課長1回6,000円 課長・室長・次長・事務局長等1回4,000円	異	支給額	12 千円	12,000 円

## 5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分	給 料	月 額	等
給 料	村 長	518,000 円 ( 740,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 787,000 円 / 495,000 円
	副 村 長	465,600 円 ( 582,000 円 )	647,000 円 / 421,500 円
報 酬	議 長	242,100 円 ( - 円 )	310,000 円 / 171,100 円
	副 議 長	201,600 円 ( - 円 )	251,000 円 / 119,000 円
	議 員	192,600 円 ( - 円 )	230,000 円 / 100,000 円
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(24年度支給割合) 2.85	月分 (5%削減)
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 2.95	月分 (5%削減)
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 740,000円 × 45.5/100 × 48月	(1期の手当額) 16,161,600円 (支給時期) 任期毎
	副 村 長	582,000円 × 26.5/100 × 48月	7,403,040円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

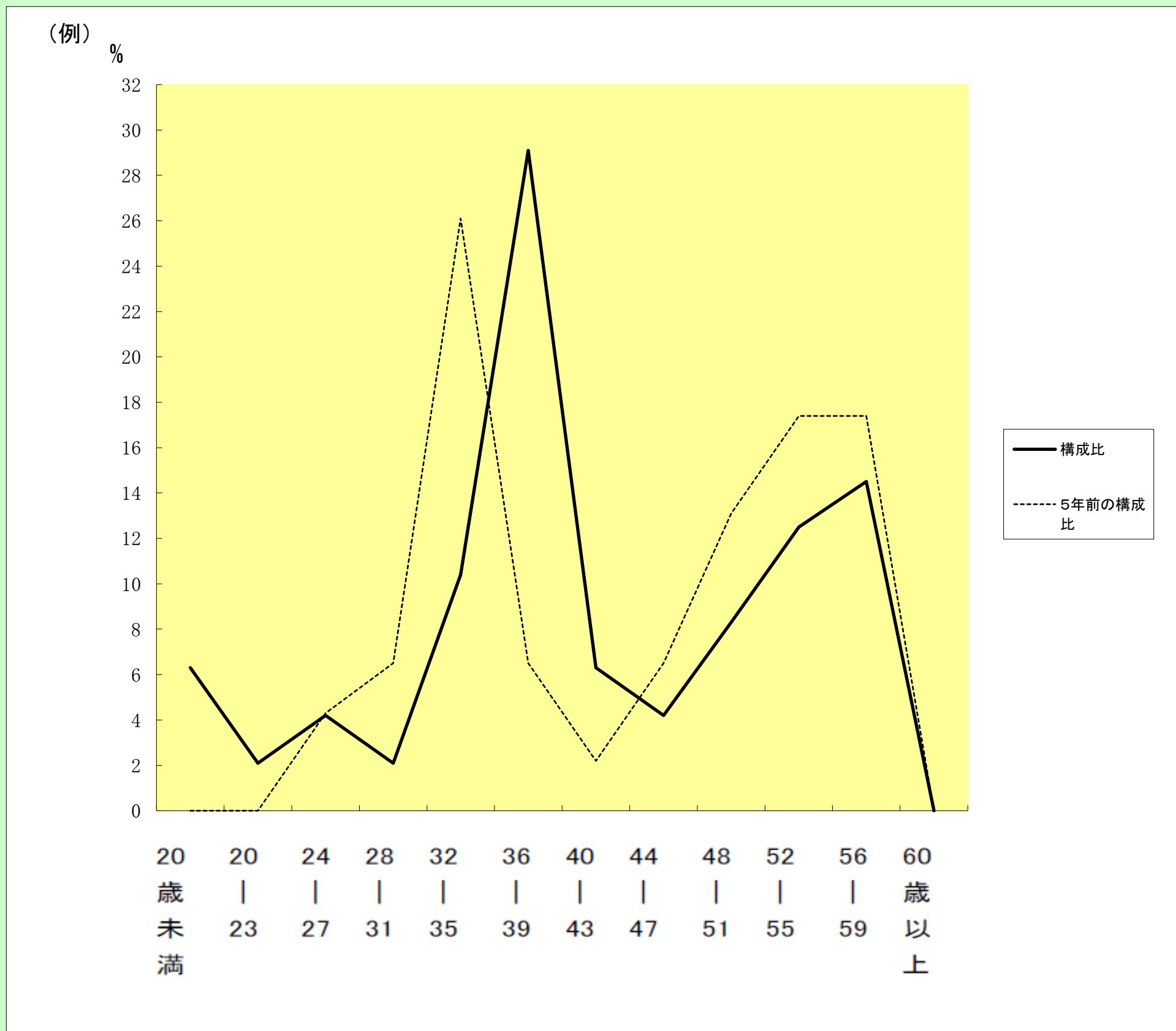
(25年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	
		総 務	16	17	1
		税 務	2	2	
		民 生	5	5	
		衛 生	3	3	
		農林水産	3	3	
		商 工	1	1	
		土 木	2	2	
	計	34	35		<参考> 人口1万人当たりの職員数 146.63 人 ( 類似団体の人口1万人当たりの職員数 169.79 人 )
		教育部門	6	5	△ 1
	消防部門				
	小 計	40	40		<参考> 人口1万人当たりの職員数 167.57 人 ( 類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.38 人 )
公営企業等 会計部門	水 道	1	1		
	下 水 道	2	2		
	そ の 他	5	5		
	小 計	8	8		
合 計		48	48		<参考> 人口1万人当たりの職員数 201.09 人 [ 52 ] [ 52 ] [ ]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳   23歳	24歳   27歳	28歳   31歳	32歳   35歳	36歳   39歳	40歳   43歳	44歳   47歳	48歳   51歳	52歳   55歳	56歳   59歳	60歳以上	計
職員数	3人	1人	2人	1人	5人	14人	3人	2人	4人	6人	7人	0人	48人

(3) 職員数の推移

年 / 部門別	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
普通会計合計	47	48	42	40	40	40	▲7 (▲14.9%)
企業会計合計	8	8	8	8	8	8	0 (0.0%)
総合計	55	56	50	48	48	48	▲7 (▲12.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。